

桶川市地域広場の確保に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域環境の保全・地域住民の福祉及び体育の向上を図るため、子供広場、スポーツ・レクリエーション広場等（以下「地域広場」という。）の適正な配置を行うとともに、地域広場を提供している土地の所有者に対する奨励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 地域広場は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えていなければならない。

- (1) 町内会、子供会又は老人クラブ（以下「団体」という。）が、土地の所有者と土地の使用貸借契約をし、当該契約の期間が5年以上のものであること。
- (2) 不特定多数の地域住民が自由に利用できること。
- (3) 管理体制が整っていること。
- (4) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項

(地域広場の種類)

第3条 地域広場の種類は、次の2種類とする。

- (1) 単一広場 単一の活動ができる広場
- (2) 多目的広場 複数の活動ができる広場

(登録)

第4条 市長は、一定の土地を地域広場として登録するものとする。

(登録申請)

第5条 前条の登録を受けようとする者は、様式第1号の登録申請書を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市は、登録を受けた地域広場の土地の所有者に対し、奨励金を交付する。

(奨励金の基準)

第7条 前条の奨励金の額は、当該地域広場に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額とする。

(利用限度)

第8条 土地を借り受けた団体は、当該広場を子供広場・ゲートボール場その他公共の福祉の向上を図る施設等以外に使用又は堅ろうな工作物を構築してはならない。ただし、土地を借り受けた団体と土地の所有者の協議による場合は、この限りではない。

(奨励金の交付の取消し)

第9条 市は、地域広場が次の各号の一に該当するときは、奨励金の交付を取り消すものとする。

- (1) 地域広場を廃止したとき。
- (2) 地域広場の貸借契約期間が満了したとき。
- (3) 適正に管理されていないとき。
- (4) 適正に使用されていないとき。

附 則

- 1 この告示は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 桶川市地域子供広場の促進に関する要綱は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際、既に貸借契約又は現に利用されている地域広場については、この条例に基づいて行われたものとみなす。

地域広場登録申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 団体名
代表者名
住 所
電 話

下記により地域広場の登録を受けたいので、桶川市地域広場の確保に関する要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 所在地

2. 団体名

代表者名

3. 借用期間 年 月 日から

年 月 日まで

4. 土地所有者 住 所

氏 名

5. 借用者 住 所

氏 名

6. 添付書類 (1) 地域広場案内図

(2) 土地の貸借を証する書面

(別紙)

同 意 書

地域広場として使用貸借契約を結んでいる私の所有する土地に対し、桶川市地域広場の確保に関する要綱第6条の奨励金交付を受けらるにあたり、今後契約期間における当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税額の確認のため、公租公課証明を桶川市長が取得することについて同意いたします。

年 月 日

土 地 所 有 者 住 所

氏 名

⑩

地域広場登録廃止届

年 月 日

桶川市長 小 野 克 典

申請者 団 体 名
代表者名
住 所
電 話

下記により地域広場の登録を廃止したいので届けます。

記

1. 所 在 地

2. 広場の名称

3. 廃止年月日 年 月 日

4. 廃 止 理 由

5. 土地所有者 住 所
氏 名
電話番号

6. 借 用 者 住 所
氏 名
電話番号